

令和 7（2025）年度

函館市健全化判断比率および

資金不足比率審査意見書

函館市監査委員

函 監

令和 8 年 (2026 年) 8 月 24 日

函館市長 大 泉 潤 様

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 出 村 ゆかり

函館市監査委員 道 畑 克 雄

令和 7 (2 0 2 5) 年度函館市健全化判断比率および

資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項および第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された各比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

[意見書編]

ページ

令和7（2025）年度函館市健全化判断比率および資金不足比率審査意見

1 審 査 の 対 象	1
2 審 査 の 主 な 着 眼 点	1
3 審 査 の 主 な 実 施 内 容	1
4 審 査 の 期 間	1
5 審 査 の 結 果	1
(1) 健 全 化 判 断 比 率	1
① 実 質 赤 字 比 率	2
② 連 結 実 質 赤 字 比 率	2
③ 実 質 公 債 費 比 率	3
④ 将 来 負 担 比 率	4
(2) 資 金 不 足 比 率	5
6 審 査 意 見	5

[資 料 編]

健全化判断比率および資金不足比率審査資料

令和7（2025）年度函館市健全化判断比率 および資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和7（2025）年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の主な着眼点

主な着眼点は次のとおりとし、必要に応じ、全国都市監査委員会策定の「実務ガイドライン」に定める「監査等の着眼点」から適宜選択して実施した。

- ・健全化判断比率等の算定は、関係法令に従って適正に行われているか。
- ・算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。

3 審査の主な実施内容

審査にあたっては、函館市監査基準に基づき、決算書のほか各決算関係書類および根拠資料との照合や関係職員からの聴取等により審査した。

4 審査の期間

令和8年（2026年）7月3日から令和8年8月17日まで

5 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、審査に付された健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

（1）健全化判断比率

令和7年度の健全化判断比率は、次のとおりである。

（単位：％）

区 分	令和7年度 決 算	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
① 実 質 赤 字 比 率	—	11.25	20.00
② 連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
③ 実 質 公 債 費 比 率	4.9	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率	37.2	350.0	

① 実質赤字比率

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であったことから、前年度に引き続き算定されない。

また、前年度に比較すると、一般会計決算において黒字が減少したことなどから、算定式に基づく実質赤字比率は、下記表のとおり△2.42%となり0.25ポイント悪化している。

区 分	令和5年度	令和6年度		令和7年度	
			対前年度比較		対前年度比較
	%	%	ポイント	%	ポイント
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
〔算定式に基づく 実 質 黒 字 比 率〕	(△3.87)	(△2.67)	(1.20)	(△2.42)	(0.25)

※ 比率（%）の△表示は黒字を表している。

② 連結実質赤字比率

当年度の連結実質赤字比率は、連結の実質収支が黒字であったことから、前年度に引き続き算定されない。

また、前年度に比較すると、一般会計決算において黒字が減少したほか、水道事業会計および病院事業会計において資金剰余額が減少したことなどから、連結の実質収支は黒字が減少し、算定式に基づく連結実質赤字比率は、下記表のとおり△16.72%となり1.82ポイント悪化している。

区 分	令和5年度	令和6年度		令和7年度	
			対前年度比較		対前年度比較
	%	%	ポイント	%	ポイント
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
〔算定式に基づく 連 結 実 質 黒 字 比 率〕	(△20.67)	(△18.54)	(2.13)	(△16.72)	(1.82)

※ 比率（%）の△表示は黒字を表している。

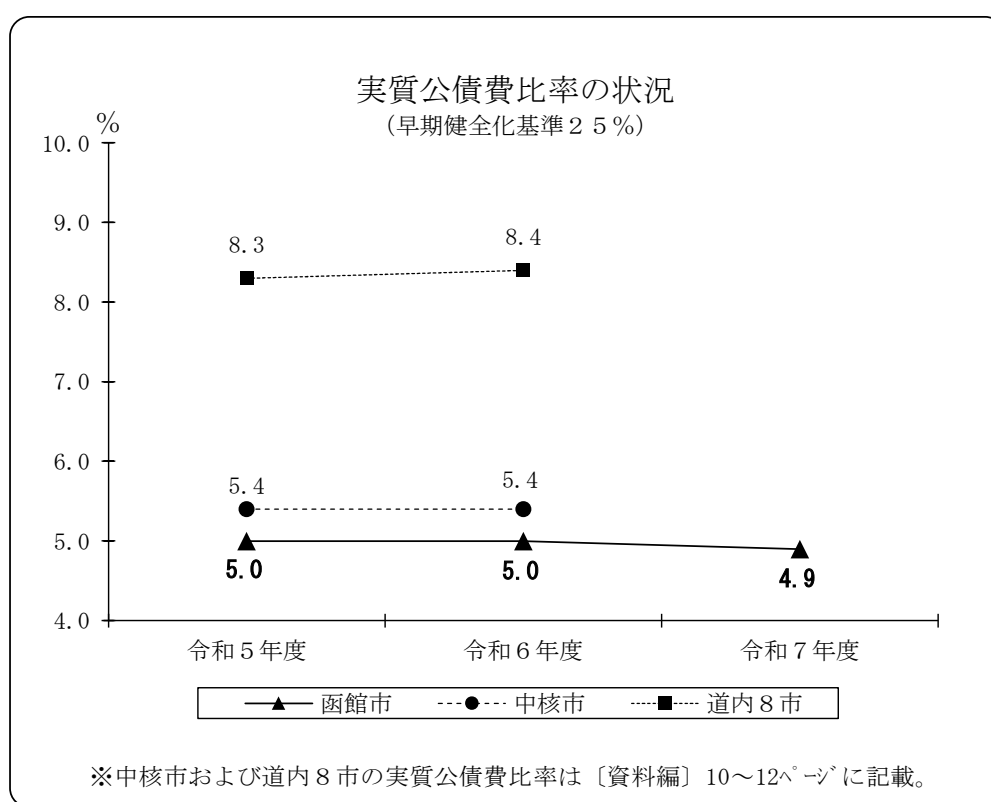
③ 実質公債費比率

当年度の実質公債費比率は4.9%であり、早期健全化基準の25%を下回っている。

実質公債費比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定により過去3か年の単年度実質公債費比率の平均により算出することとなっており、前年度に比較すると、下記表のとおり0.1ポイント改善している。

また、令和7年度単年度では、前年度と同率の4.9%となっている。

区 分	令和5年度	令和6年度		令和7年度	
			対前年度比較		対前年度比較
	%	%	ポイント	%	ポイント
実 質 公 債 費 比 率	5.0	5.0	0.0	4.9	△0.1



【実質公債費比率の算出】

(単位: %)

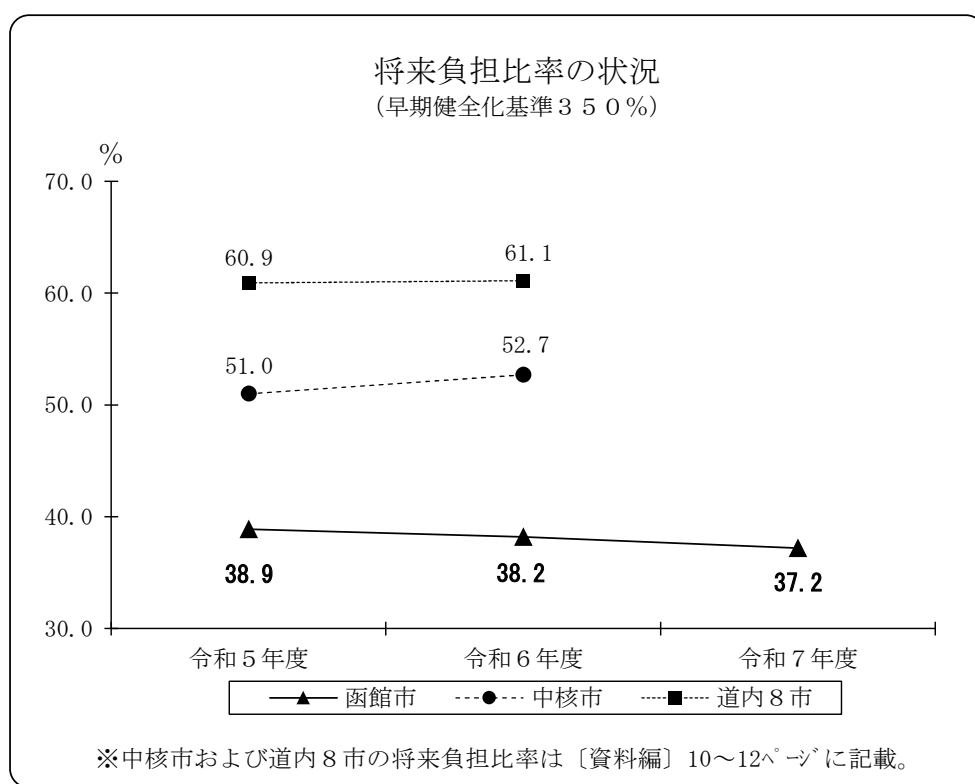
区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(単年度実質公債費比率)	5.3	4.8	4.9	4.9
令和6年度実質公債費比率 (3か年平均)	5.0			
令和7年度実質公債費比率 (3か年平均)		4.9		

④ 将来負担比率

当年度の将来負担比率は37.2%であり、早期健全化基準の350%を下回っている。

また、前年度に比較すると、交付税措置のある地方債残高の減少に伴い基準財政需要額算入見込額が減少したものの、標準財政規模が増加したことや、財政調整基金、競輪事業施設整備基金の残高の増などにより将来の充当可能基金残高が増加したことなどから、下記表のとおり1.0ポイント改善している。

区 分	令和5年度	令和6年度		令和7年度	
			対前年度比較		対前年度比較
	%	%	ポイント	%	ポイント
将来負担比率	38.9	38.2	△0.7	37.2	△1.0



(2) 資金不足比率

当年度の資金不足比率は下記表のとおりであり、全公営企業会計において資金不足額が生じていないことから当該比率は算定されない。

(単位：％)

区 分	令和6年度 決 算	令和7年度 決 算	経営健全化 基 準
① 地方卸売市場事業特別会計	—	—	20
② 発 電 事 業 特 別 会 計	—	—	
③ 水 道 事 業 会 計	—	—	
④ 公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	—	
⑤ 交 通 事 業 会 計	—	—	
⑥ 病 院 事 業 会 計	—	—	

※なお、中核市および道内8市の資金不足比率の状況は〔資料編〕13ページに記載。

6 審 査 意 見

当年度の健全化判断比率および資金不足比率の審査において、特に問題となる点は認められなかった。

健全化判断比率および
資金不足比率審査資料

各比率の算定の対象となる会計等の範囲

区 分			会 計 名 等		比 率				
函 館 市	一 般 会 計 等		一般会計		実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	(各会計ごとに算定) 資金不足比率
			港湾事業特別会計						
		一般会計等に属する特別会計	奨学資金特別会計						
			母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
	公 営 事 業 会 計		国民健康保険事業特別会計						
			自転車競走事業特別会計						
			介護保険事業特別会計						
			後期高齢者医療事業特別会計						
		公 営 企 業 会 計	地方公営企業法非適用	地方卸売市場事業特別会計					
				発電事業特別会計					
			地方公営企業法適用	水道事業会計					
				公共下水道事業会計					
交通事業会計									
病院事業会計									
函館市が加入する 一部事務組合・広域連合等		函館圏公立大学広域連合							
		函館湾流域下水道事務組合							
		北海道市町村備荒資金組合							
		北海道後期高齢者医療広域連合							
函館市が設立した法人等※		函館市土地開発公社							

※ 将来負担比率の算定の対象は、地方公共団体が損失補填等を行っている出資法人等に限る。

目 次

[資 料 編]	ページ
1 健 全 化 判 断 比 率	1
① 実 質 赤 字 比 率	1
② 連 結 実 質 赤 字 比 率	2
③ 実 質 公 債 費 比 率	4
④ 将 来 負 担 比 率	6
2 資 金 不 足 比 率	8
3 健全化判断比率の状況（令和6年度決算）	10
① 中 核 市 の 状 況	10
② 道内主要都市8市の状況	12
4 資金不足比率の状況（令和6年度決算）	13
① 中 核 市 の 状 況	13
② 道内主要都市8市の状況	13
5 審 査 資 料 の 用 語 説 明	14

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し財政運営の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど赤字の解消に長期間を要することとなる。

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、△2.42%となっており、当該比率は算定されない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A＝一般会計等の実質赤字額

：一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B＝標準財政規模：標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

【令和7年度】

$$\frac{A : \quad \Delta 1,775,576 \text{ 千円}}{B : \quad 73,362,368 \text{ 千円}} = \Delta 2.42\% (\text{黒字})$$

A（一般会計等の実質赤字額）の内訳

（単位：千円）

会 計 名	歳 入 総 額 a	歳 出 総 額 b	翌年度繰越財源 c	実 質 赤 字 額 d = (b + c) - a
一 般 会 計	152,980,990	150,616,951	644,163	△1,719,876
港 湾 事 業 特 別 会 計	2,532,808	2,478,273	—	△54,535
奨 学 資 金 特 別 会 計	20,219	19,054	—	△1,165
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	173,057	35,262	137,795	—
合 計	155,707,074	153,149,540	781,958	△1,775,576

※ △表示は黒字

B（標準財政規模）の内訳 （単位：千円）

区 分	金 額
標準税収入額等	38,531,037
普通交付税額	34,831,331
臨時財政対策債発行可能額	—
合 計	73,362,368

② 連結実質赤字比率

普通会計および公営事業会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し財政運営の深刻度を示すものであり、この比率が高くなるほどその解消期間も長期にわたるおそれがある。

なお、公営企業の赤字を計算する場合には、資金不足額から解消可能資金不足額を差し引くこととなる。

当年度の連結実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、△16.72%となっており、当該比率は算定されない。

$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$

C＝連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ：一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B＝標準財政規模

【令和7年度】

$$\frac{\begin{array}{l} \text{C : } \Delta 12,267,955 \text{ 千円} \\ \text{B : } 73,362,368 \text{ 千円} \end{array}}{=} = \Delta 16.72\% \text{ (黒字)}$$

C (連結実質赤字額) の内訳

(単位: 千円)

一般会計・特別会計 (イ・ハ)	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 (b+c)-a
一般会計	152,980,990	150,616,951	644,163	△1,719,876
港湾事業特別会計	2,532,808	2,478,273	—	△54,535
奨学資金特別会計	20,219	19,054	—	△1,165
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	173,057	35,262	137,795	—
小計	155,707,074	153,149,540	781,958	△1,775,576
国民健康保険事業特別会計	25,456,709	25,371,788	—	△84,921
自転車競走事業特別会計	42,681,079	42,596,372	—	△84,707
介護保険事業特別会計	34,102,303	32,797,129	—	△1,305,174
後期高齢者医療事業特別会計	5,410,652	5,266,950	—	△143,702
合計 ①	263,357,817	259,181,779	781,958	△3,394,080

企業会計 (法適・法非適) (ロ・ニ)	流動負債(控除後) または歳出額 a	流動資産または 歳入額 b	解消可能資金 不足額 c	資金不足額 a-b-c
地方卸売市場事業特別会計	416,713	428,420	—	△11,707
発電事業特別会計	3,089	5,020	—	△1,931
水道事業会計	1,622,462	4,842,674	—	△3,220,212
公共下水道事業会計	1,131,176	3,166,863	—	△2,035,687
交通事業会計	368,980	441,998	—	△73,018
病院事業会計	3,219,412	6,750,732	—	△3,531,320
合計 ②	6,761,832	15,635,707	—	△8,873,875

※1 △表示は黒字

2 法適用企業の流動負債は控除企業債等を控除後の金額であり、その内訳については9ページを参照のこと。

合計 ①+②	△12,267,955
--------	-------------

③ 実質公債費比率

普通会計、公営事業会計および一部事務組合・広域連合の実質的な債務（元利償還金と準元利償還金の合計額）の標準財政規模に対する比率

※ 借入金の返済額およびこれらに準ずる額の大きさを指標化し資金繰りの危険度を示すもので、この比率が高まるほど財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体になる可能性が高まる。

当年度の実質公債費比率は4.9%であり、早期健全化基準25%を下回っている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \text{ の } 3 \text{ か年平均}$$

D＝地方債の元利償還金

E＝準元利償還金：イからホまでの合計額

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ：組合・地方開発事業団（以下「組合等」という。）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

F＝特定財源

G＝元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B＝標準財政規模

【実質公債費比率の3か年平均】

（単位：％）

令和5年度 （単年度）	令和6年度 （単年度）	令和7年度 （単年度）	3か年平均
4.8	4.9	4.9	4.9

【令和7年度（単年度）】

（単位：千円）

$$\frac{(D : 12,058,557 + E : 3,367,850) - (F : 2,679,886 + G : 9,610,257)}{B : 73,362,368 - G : 9,610,257} = 4.9\%$$

E（準元利償還金）の内訳

（単位：千円）

区 分	金 額	内 訳
イ	—	
ロ	3,261,292	水道事業会計 100,000
		公共下水道事業会計 1,909,156
		交通事業会計 55,230
		病院事業会計 1,179,320
		地方卸売市場事業特別会計 17,586
ハ	—	
ニ	106,558	土地購入分（函館駅前市有地等整備用地） 83,361
		物品購入分（生活保護システム購入費ほか） 23,132
		その他（利子補給費） 65
ホ	—	
合 計	3,367,850	

F（特定財源）の内訳

（単位：千円）

区 分	金 額
地方債を財源とする貸付金に係る貸付金収入	142,224
公営住宅使用料	92,985
都市計画税充当可能額	2,444,677
合 計	2,679,886

④ 将来負担比率

出資法人等を含めた全会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率

※ 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する懸念が高いかどうかを示すもので、この比率が高いほど今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高まる。

当年度の将来負担比率は37.2%であり、早期健全化基準350%を下回っている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H＝将来負担額：イからチまでの合計額

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

I＝充当可能基金額：上記イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金（ただし、合併特例債で造成された地域振興基金を除く。）

J＝特定財源見込額

K＝地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

B＝標準財政規模

G＝元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【令和7年度】

（単位：千円）

$$\frac{H : 164,363,136 - (I : 21,269,058 + J : 28,218,698 + K : 91,126,704)}{B : 73,362,368 - G : 9,610,257} = 37.2\%$$

H（将来負担額）の内訳

（単位：千円）

区分	金 額	内 訳
イ	121,956,438	一般会計等の地方債現在高 121,956,438
ロ	671,388	依頼土地の買い戻しに係るもの 253,995 社会福祉法人の施設建設費に係るもの 417,393
ハ	25,024,320	水道事業会計 1,787,184 公共下水道事業会計 17,110,758 交通事業会計 796,984 病院事業会計 5,202,965 地方卸売市場事業特別会計 126,429
ニ	—	
ホ	15,967,837	退職手当支給予定額 15,967,837
ヘ	743,153	土地開発公社分 743,153
ト	—	
チ	—	
合計	164,363,136	

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

※ 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消することが難しくなる。

当年度の資金不足比率は、全公営企業会計において資金不足額が生じていないため、算定されない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{L}{M}$$

L＝資金の不足額：

資金不足額（法適用企業）＝（流動負債－控除企業債等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

M＝事業の規模：

事業規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

【各会計の資金不足比率】

(単位：千円)

企 業 会 計 (法適・法非適)	流動負債(控 除後)または 歳 出 額 a	流 動 資 産 ま た は 歳 入 額 b	解 消 可 能 資 金 不 足 額 c	資 金 不 足 額 L = a - b - c	事 業 規 模 (営業収益) M	資 金 不 足 比 率 L / M
地方卸売市場事業特別会計	416,713	428,420	—	△11,707	111,968	—
発 電 事 業 特 別 会 計	3,089	5,020	—	△1,931	3,884	—
水 道 事 業 会 計	1,622,462	4,842,674	—	△3,220,212	4,208,919	—
公 共 下 水 道 事 業 会 計	1,131,176	3,166,863	—	△2,035,687	5,194,954	—
交 通 事 業 会 計	368,980	441,998	—	△73,018	1,013,435	—
病 院 事 業 会 計	3,219,412	6,750,732	—	△3,531,320	22,455,664	—

※ 1 △表示は黒字

2 法適用企業の流動負債は控除企業債等を控除後の金額である。

【法適用企業の流動負債（控除後）の再掲】

(単位：千円)

会 計 名	流 動 負 債 a	控除企業債等 b	流動負債(控除後) a - b
水 道 事 業 会 計	2,853,834	1,231,372	1,622,462
公 共 下 水 道 事 業 会 計	4,636,804	3,505,628	1,131,176
交 通 事 業 会 計	588,030	219,050	368,980
病 院 事 業 会 計	5,098,366	1,878,954	3,219,412

※ 控除企業債等は、建設改良費等に充てるための企業債である。

3 健全化判断比率の状況（令和6年度決算）

① 中核市の状況

（単位：％）

区 分	健 全 化 判 断 比 率							
	① 実質赤字比率 （早期健全化基準） （ 11.25～15% ）		② 連結実質赤字比率 （早期健全化基準） （ 16.25～20% ）		③ 実質公債費比率 （早期健全化基準） （ 25% ）		④ 将来負担比率 （早期健全化基準） （ 350% ）	
	順位		順位		順位		順位	
函 館 市					32	5.0	25	38.2
旭 川 市					11	9.1	7	84.2
青 森 市					2	10.9	9	81.6
八 戸 市					10	9.2	4	99.7
盛 岡 市					4	10.0	8	83.0
秋 田 市					8	9.4	3	119.3
山 形 市					21	7.8	6	87.3
福 島 市					36	4.5		
郡 山 市					55	1.3		
い わ き 市					23	7.1		
水 戸 市					11	9.1	2	131.4
宇 都 宮 市					39	4.2	17	50.4
前 橋 市					19	7.9	16	55.5
高 崎 市					38	4.3	23	41.0
川 越 市					25	6.4	19	48.3
川 口 市					50	2.1	31	21.3
越 谷 市					30	5.2	38	1.3
船 橋 市					43	3.6		
柏 市					56	1.2		
八 王 子 市					59	0.1		
横 須 賀 市					26	6.2	26	36.2
富 山 市					11	9.1	11	78.4
金 沢 市					46	3.4	32	20.7
福 井 市					5	9.9	18	49.3
甲 府 市					16	8.4	36	6.5
長 野 市					31	5.1	35	9.7
松 本 市					43	3.6		
岐 阜 市					48	2.5		
豊 橋 市					28	5.7	28	27.5
岡 崎 市					53	1.6		
一 宮 市					41	3.8	34	16.7
豊 田 市					53	1.6		
大 津 市					60	△ 0.4		
豊 中 市					51	2.0		
吹 田 市					58	0.5		
高 槻 市					62	△ 2.7		
枚 方 市					52	1.9		
八 尾 市					49	2.3		
寝 屋 川 市					61	△ 1.7		
東 大 阪 市					35	4.7		
姫 路 市					42	3.7	37	3.3
尼 崎 市					18	8.0		
明 石 市					40	3.9	33	19.9
西 宮 市					32	5.0		
奈 良 市					6	9.8	12	72.1

(単位：％)

区 分	健 全 化 判 断 比 率							
	① 実質赤字比率 (早期健全化基準) (11.25～15%)		② 連結実質赤字比率 (早期健全化基準) (16.25～20%)		③ 実質公債費比率 (早期健全化基準) (25%)		④ 将来負担比率 (早期健全化基準) (350%)	
	順位		順位		順位		順位	
和 歌 山 市					6	9.8	10	79.3
鳥 取 市					14	9.0	13	69.4
松 江 市					15	8.9	15	60.7
倉 敷 市					47	3.2	39	0.0
呉 市					34	4.9	27	32.0
福 山 市					56	1.2		
下 関 市					9	9.3	22	43.0
高 松 市					24	7.0	14	68.2
松 山 市					22	7.6	30	22.1
高 知 市					1	12.6	1	150.6
久 留 米 市					45	3.5		
長 崎 市					3	10.4	5	91.6
佐 世 保 市					28	5.7		
大 分 市					27	6.0	21	45.7
宮 崎 市					19	7.9	29	23.3
鹿 児 島 市					36	4.5	24	39.9
那 覇 市					17	8.1	20	46.5
中核市平均値						5.4		52.7
都道府県平均値						10.1		144.1
市区町村平均値						5.6		6.2

※ 1 総務省（自治財政局）報道資料による。（中核市は令和6年4月1日現在。）

※ 2 ①実質赤字比率および②連結実質赤字比率は、全中核市において算定されていない。

※ 3 中核市の平均値は、単純平均のため総務省報道資料の平均値とは一致しない。

※ 4 順位は比率の数値が高い順である。

② 道内主要都市 8 市の状況

(単位：％)

区 分	健 全 化 判 断 比 率							
	① 実質赤字比率 (早期健全化基準) (11.25～15%)		② 連結実質赤字比率 (早期健全化基準) (16.25～20%)		③ 実質公債費比率 (早期健全化基準) (25%)		④ 将来負担比率 (早期健全化基準) (350%)	
	順位		順位		順位		順位	
函 館 市	—	—	—	—	7	5.0	6	38.2
小 樽 市	—	—	—	—	8	3.6	7	26.6
旭 川 市	—	—	—	—	4	9.1	2	84.2
室 蘭 市	—	—	—	—	3	10.1	4	58.2
釧 路 市	—	—	—	—	2	10.3	5	38.5
帯 広 市	—	—	—	—	6	8.2	8	10.3
北 見 市	—	—	—	—	1	12.5	1	153.5
苫 小 牧 市	—	—	—	—	5	8.5	3	79.1
平 均 値						8.4		61.1

※ 1 ①実質赤字比率および②連結実質赤字比率は、8 市において算定されていない。

※ 2 順位は比率の数値が高い順である。

4 資金不足比率の状況（令和6年度決算）

① 中核市の状況

（単位：千円、％）

区 分	資 金 不 足 比 率		
	会 計 名	資 金 不 足 額	資金不足比率 （経営健全化基準） （ 20% ）
旭 川 市	病院事業会計	706,935	6.9
青 森 市	病院事業会計	1,232,541	13.5
青 森 市	自動車運送事業会計	118,599	5.9
盛 岡 市	病院事業会計	47,928	1.4
越 谷 市	病院事業会計	537,188	5.1
西 宮 市	病院事業会計	362	0.0
鹿 児 島 市	交通事業特別会計	24,726	0.8

※ 資金不足額が発生している公営企業会計のみ

② 道内主要都市8市の状況

（単位：千円、％）

区 分	資 金 不 足 比 率		
	会 計 名	資 金 不 足 額	資金不足比率 （経営健全化基準） （ 20% ）
函 館 市	—	—	—
小 樽 市	—	—	—
旭 川 市	病院事業会計	706,935	6.9
室 蘭 市	病院事業会計	691,901	9.2
釧 路 市	—	—	—
帯 広 市	—	—	—
北 見 市	—	—	—
苫 小 牧 市	—	—	—

5 審査資料の用語説明

用 語	説 明
普 通 会 計	地方財政状況調査において統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を統合し、会計間の重複等を控除して一つの会計として集計したものをいう。
標 準 財 政 規 模	基準財政収入額の算定の対象とされた標準税収入総額と普通交付税の合計額である。 なお、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模は、標準税収入額と普通交付税を加算した額である。 また、健全化判断比率を算出する際の「標準財政規模」は、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模と臨時財政対策債発行可能額の合計額である。
標 準 税 収 入 額	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の額をいう。
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	地方公共団体の一般財源の不足を補てんするため、地方財政法第5条の特例として投資的経費以外の経費にも充てるために発行される地方債で普通交付税の算定額と実交付額の差額である。
解消可能資金不足額	路面交通事業を営む軌道事業などの経営にあたっては、多額の資本投入を必要とすることから、資金不足を一定期間生じる場合が多く見受けられる。 しかしながら、減価償却費を除いた經常損益で利益が生じている場合、長期的にはその利益をもってその資金不足を解消することが可能と見込まれている。 解消可能資金不足額は、これらの考え方にに基づき、資金不足額に含まれている解消可能資金不足額を当該事業における施設等の残存耐用年数相当期間内に計画的に解消可能な額を客観的に算定した額をいう。
基 準 財 政 需 要 額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うためなどの財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。

